

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」 に対する意見提出

名称：特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供施設協会

代表者の氏名：理事長 岩井和彦

主たる事務所の所在地：〒542-0077 大阪市中央区道頓堀1丁目東3-23

項目：全体、その他

意見：

今般の法体系整備を進められるに当たり、放送・通信が公共的性格を有するものであることを踏まえて、誰もが放送・通信の恩恵に浴することができる環境の確保は必須の事項です。国際的潮流でもある、いわゆる「ユニバーサル・デザイン」の視点を含んで進められることを期待し、特に、視覚障害関係者の立場から意見いたします。（当協会は、点字図書館など97の施設団体が会員を構成し、1988年から構築されている、点訳・音訳書誌情報50万タイトル及び点字データ等のネットワークを運用し、利用団体200、直接利用個人視覚障害者

6000人を有する、全国最大の視覚障害者情報関係団体です。）

まず最初に、多くの視覚障害者にとってテレビは有用な情報入手手段であるということ指摘しておく必要があります。これは、厚生労働省の最新の実態調査である「平成18年身体障害児・者実態調査結果」（以下、身障実態調査）の「Ⅱ、2、(2)情報の入手方法」で、視覚障害者においても「テレビ（一般放送）」が66.0%で、情報の入手方法の最大項目となっていることから明らかです。

したがって、放送・通信はその公共性を考えるとき、当然、視覚障害者も重要な受信者として十分な配慮がなされなければなりません。

このことを踏まえて、以下の対策を強く要望いたします。

1. 緊急情報の周知

放送・通信は、全ての市民を危険から守るための重要な手段になっているので、緊急地震速報・気象に関する警報等の緊急情報をテレビで放送する場合には、文字や画像の視覚表示だけでなく、同時に必ず音声でも伝えるよう、放送事業者に義務付けることを望みます。

2. 視覚障害者の受信環境の確保

普く全市民に良質な放送・通信を提供するためには、送信側の条件整備のみならず、受信環境整備も重要な要素であることは言うまでもありません。

しかし、とりわけ地上デジタルテレビについては、リモコン操作を行っても音声によるフィードバックがないため、表示を確認できない視覚障害者にとっては、独力で操作できないのが現状です。視覚障害者は同居者のいない人の率がかかなり高く（身障実態調査Ⅱ、1、(6)同居者の有無）、この地上デジタルテレビをはじめ、あらゆる媒体において受信環境整備は必須の課題であり、法的位置づけが強く望まれます。また、低視力や視野障害の視覚障害者が使用できるためにも、画面のコントラストや色調、文字等の大小を受信者側で設定できることが必要です。

3. ビジュアルコンテンツの音声化

近年、放送・通信分野における画像・動画への依存度はますます高まる傾向にあり、視覚障害者にとってまったく理解できない情報になっているのが現状です。これまでの、解説放送付与、また、インターネット環境における視覚障害者のアクセシビリティ確保の実績と方向性を踏まえ、画像・映像情報を音声化するコンテンツの普及促進を必要不可欠な要項とし、今般の法体系整備が「情報差別の解消」という基本的な考え方を踏まえて進められることを強く望みます。

以上